

新発見の五点の中世浄住寺文書

— 中世安堵制に関する一考察 —

Five Newly Discovered Documents from Jōjūji Temple in Kyoto
concerning the Confirmation of Land Rights in Medieval Japan

松尾剛次

MATSUO, Kenji

キーワード：安堵制、豊臣秀吉、浄住寺

Key words : guaranty system, Toyotomi Hideyoshi, Jojuji

はじめに

葉室浄住寺は、京都西京に所在する。現在は、禅宗の一派である黄檗宗の寺院であるが、中世においては、奈良西大寺を本寺とする律宗（叡尊教団）寺院であった。すなわち、浄住寺は、弘長元（一二六一）年に葉室定嗣（一二〇八—七二）が、叡尊を師として出家し、叡尊を招いて山荘を結界して浄住寺とした寺院で、京都の西大寺末寺の律宗寺院のうちで、もっとも寺格の高い寺院であった^{*1}。それゆえ、本来は、多くの古文書などを有する寺院であったが、度々の兵火を蒙ったために、現在、残存する古文書類は、比較的少ない。二〇〇七年九月五・六両日、浄住寺住職榎原直樹氏のご協力を得て、山形大学大学院生の神野智史、学部生小山世宇両君とともに、浄住寺の史料調査・整理を行った。その際、五点の中世文書を新たに発見したので以下に紹介し、考察を加えたい。

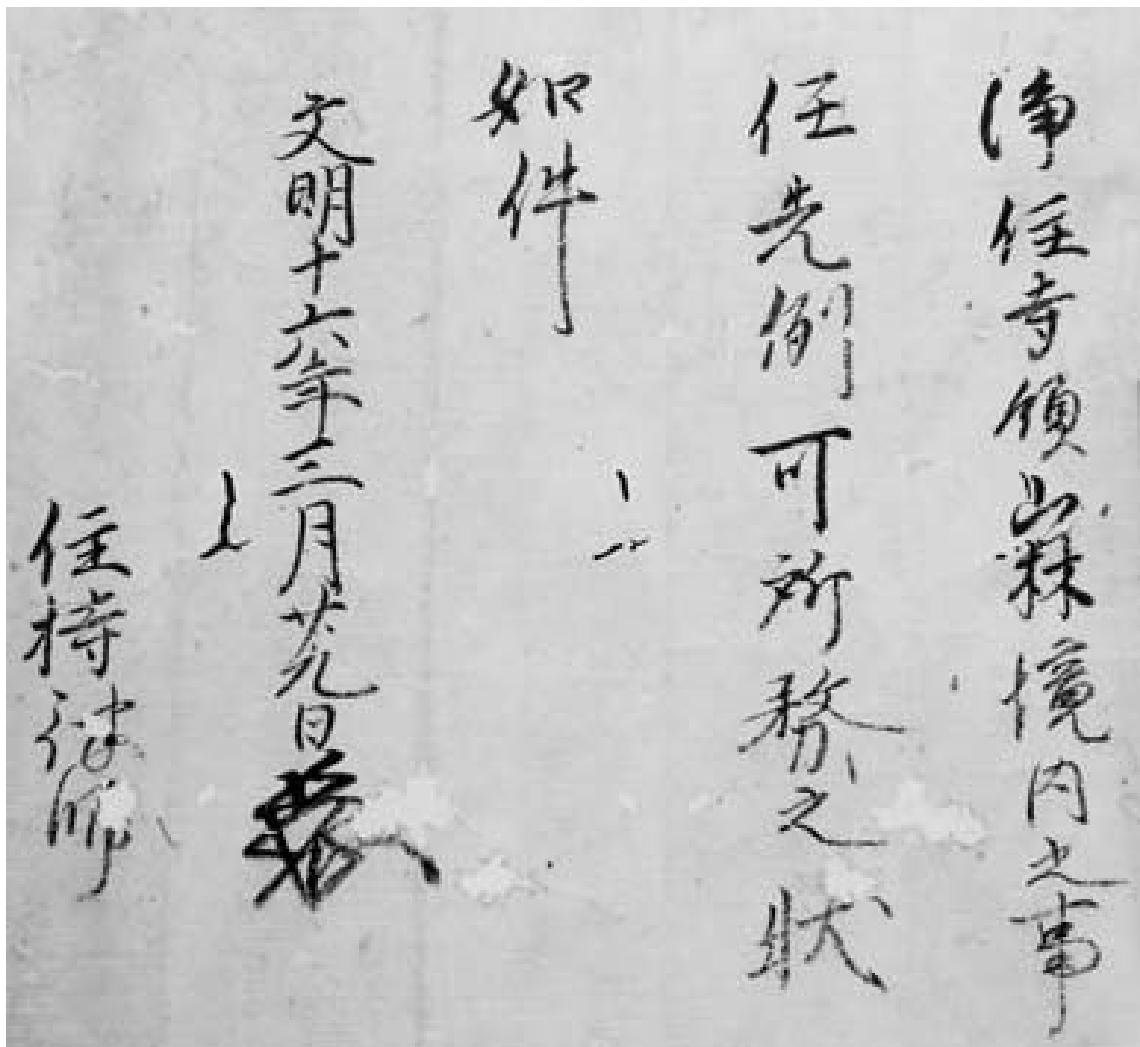
第一 四点の中世浄住寺文書

写真(1)のように、浄住寺文書の137号^{*2}は四

点の寺領安堵状が巻子にしたてられ、包紙く写真(6)によってつつまれている。それらは、いずれも中世文書で、従来知られていない文書である。表装の外題には、「往古寺領之証券四通」と書かれている。



写真(1)



写真(2)

(一) 文明十六（一四八四）年三月二十九日

付將軍足利義尚御判御教書

まず、写真(2)は、文明十六（一四八四）年

三月廿九日付けの將軍足利義尚寺領安堵状で、

古文書学的には「足利將軍家御判御教書^{*3}」

と呼ばれるものである。大きさは、縦31.5センチメートル、横39.5センチメートルである。

写真を見ればわかるように、他の文書もそ
うであるが、上下・左右が、巻子仕立てにさ
れる際（力）に裁断されている。つぎに、翻
刻しよう。

淨住寺領山林境内之事、

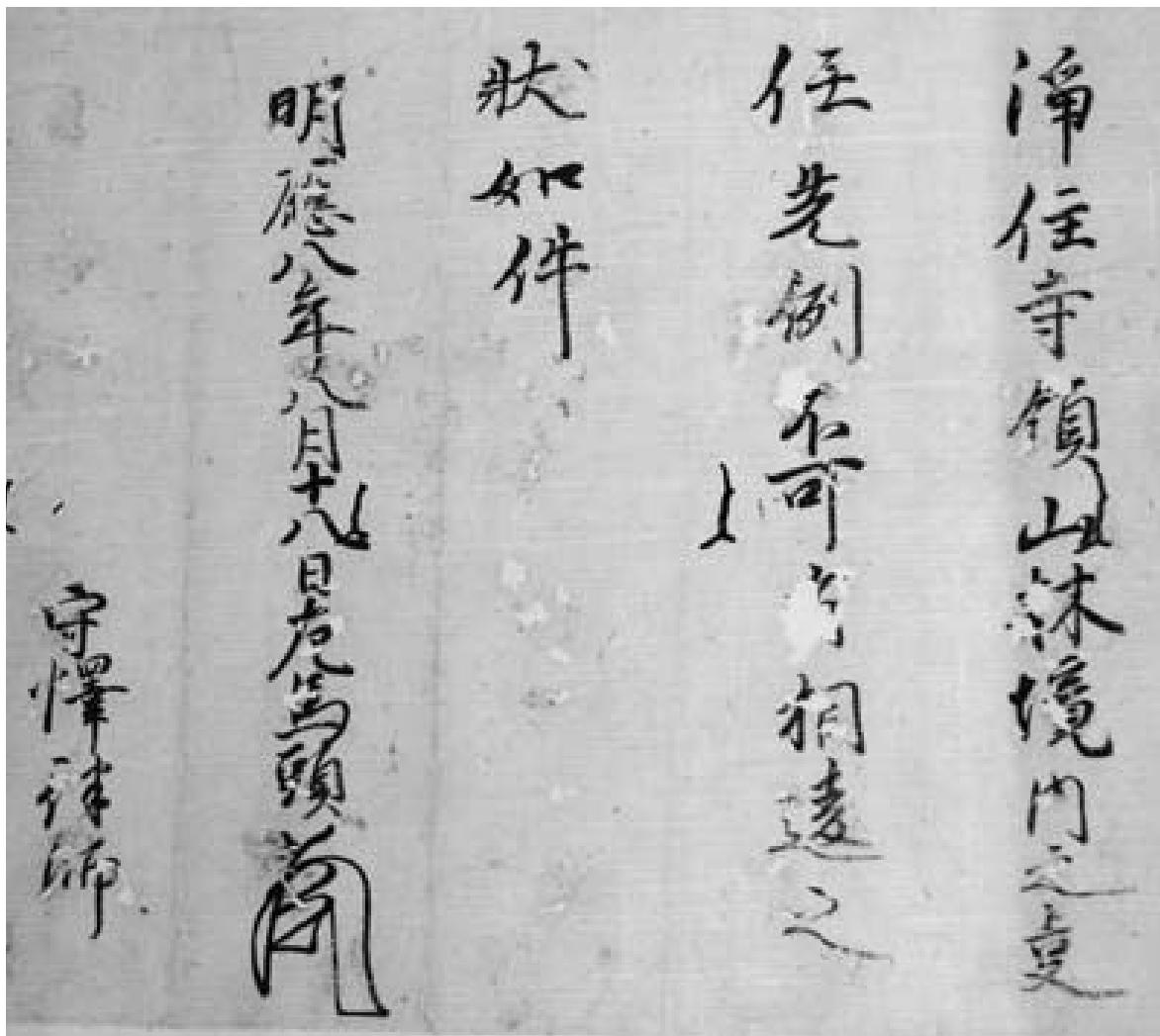
任先例可所務之狀、

如件、

文明十六年三月廿九日（花押）

住持律師

内容は、室町幕府第九代將軍足利義尚が文
明十六（一四八四）年三月廿九日付けで淨住
寺の寺領である山林と境内を、先例にまかせ
て所務するように、住持律師に対して安堵（保
証）したものである。



写真(3)

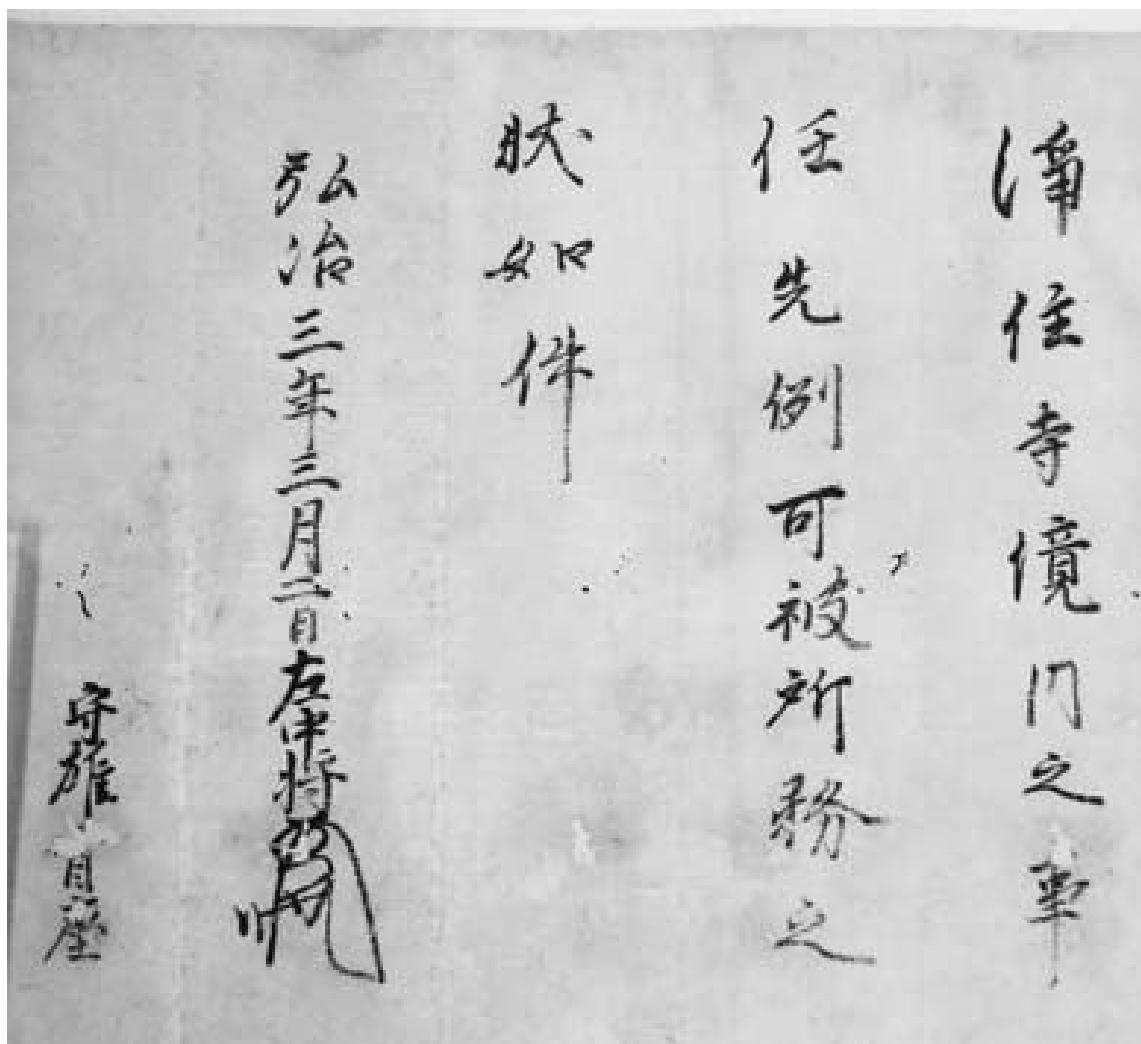
(二) 明応八（一四九九）年八月十八日付足
利將軍義澄知行安堵狀

写真(3)の文書は、明応八（一四九九）年八
月十八日付將軍足利義澄知行安堵状で、これ
も古文書学的には「足利將軍家御判御教書」
と呼ばれるものである。大きさは、縦31.5セ
ンチ、横37.4センチである。

淨住寺領山林境内之事、
任先例不可有相違之

状、如件、
明応八年八月十八日 左馬頭（花押）
守懌律師

すなわち、明応八（一四九九）年八月十八
日付で、室町幕府第十一代將軍足利義澄が、
淨住寺領山林境内の知行を、住持の守懌律師
に安堵したものである。



写真(4)

(三) 弘治三（一五五七）年三月二日付將軍
足利義輝知行安堵狀

写真(4)は、弘治三（一五五七）年三月二日付將軍足利義輝知行安堵状で、これも古文書学的には「足利將軍家御判御教書」と呼ばれるものである。大きさは、縦39.2センチ、横51センチである。

如件、
弘治三年三月二日（花押）
守雄首座

すなわち、弘治三（一五五七）年三月二日付で、室町幕府第十三代將軍足利義輝が、淨住寺境内の知行を、住持の守雄首座に安堵したものである。

淨住寺境内之事、
任先例可被所務之状、



写真(5)

(四) 天正十九（一五九一）八月二日付閑白
豊臣秀吉知行安堵状

写真(5)は、天正十九（一五九一）八月二日
付閑白豊臣秀吉知行安堵状である。大きさは、
縦42.3 センチ、横59センチである。

淨住寺領山林境内之事、
任先例可令寺領之
狀、如件、
天正十九年八月二日閑白（花押）

住持守藤

すなわち、天正十九（一五九一）八月二日
付で閑白豊臣秀吉が淨住寺領の山林・境内の
知行を先例にまかせて安堵したものである。
古文書学的には、足利將軍家御内書と同様の
文書形式である*4。



写真(6)

(五) 天正十九（一五九一）八月二日付関白豊臣秀吉知行安堵状包紙

写真(6)は、現在、巻子全体の包紙で、大きさは、縦64センチ、横44センチである。おそらく、本来は、写真(5)の豊臣秀吉寺領安堵状の包紙であったはずである。写真(5)の安堵状は、「守藤西堂 関白（朱印）」と上書きされた、本包紙に入っていたと考えられる。なお、西堂とは、禅寺や律寺の長老の別称⁵である。豊臣秀吉の朱印が捺されていたので、本包紙は重要視されたのであろう。

第二 安堵状発給の理由

以上、文明十六（一四八四）年三月廿九日付將軍足利義尚知行安堵状、明応八（一四九九）年八月十八日付將軍足利義澄知行安堵状、弘治三（一五六七）年三月二日付將軍足利義輝知行安堵状、天正十九（一五九一）八月二

日付關白豊臣秀吉知行安堵状、同包紙、といった五点の新発見の淨住寺文書を翻刻・紹介した。

これらの文書によって、まず、律寺時代の三人の住持名が明らかになった。守懼、守雄、守藤は、「守」を通字とし、淨住寺の住持であった。

ところで、淨住寺には、住持比丘守教（本一房）が正慶二（一三三三）年二月に作成したという境内絵図がある⁶が、その制作者守教も「守」を持っており、守懼・守雄・守藤らは、法脈関係にあって、「守」を通字としていたと考えられる。

それらの文書群は、そうした淨住寺の個別の歴史研究に資するばかりではない。いま一つ重要なのは、安堵状の発給の契機を考えるうえである。それらが発給されたは、いかなる理由からであろうか。

まず、考えられるのは將軍など京都の支配者の交代を契機とするものであるが、足利義尚が將軍になったのは、一四八三年、足利義澄の場合は一四九四年、足利義輝の場合は一五四六年、秀吉が關白に就任したのは一五八五年であり、時期的にはあわない。すなわち、京都の支配者の交代にともなう知行安堵ではなかったと考えられる。

そこで、他の理由を考えてみると、淨住寺側の都合、つまり淨住寺住持の交代による安堵の可能性が高い。

西大寺関係者の物故者名簿といえる『西大寺光明真言会過去帳』⁷によれば、文明十（一四七八）年八月六日に死去した西大寺第三〇代長老仙恵と、長享二（一四八八）年五月廿七日に死去した西大寺第三十一代長老秀如との間⁸に、以下のように淨住寺僧永圓房が挙

がっている。『西大寺光明真言会過去帳』には、末寺の場合は長老（＝住持）クラスの僧名が挙がっている。

當寺第三十長老沙門仙恵

聰泉房	石州正法寺	琳光房	西琳寺
本了房	小塔院	堯珠房	幡州常住寺
順如房	般若寺	高順房	江州長安寺
眞照房	金剛蓮花寺	文地房	肥後淨光寺
永圓房	淨住寺	真岡房	石州正法寺
本舜房	柿原光明寺	廣宣房	當寺住
明儀房	當寺住	道乘房	妙臺寺
聖順房	招提寺	惠明房	勢州常光寺
光圓房	知足院	文惠房	般若寺
○聖圓房	招提寺長老	良舜房●	現光寺
○當寺第三十一長老沙門秀如			

〈ゴチックを附けたのは松尾〉

それゆえ、永圓房は、淨住寺の住持で、文明十（一四七八）年八月六日から長享二（一四八八）年五月廿七日までの間に死去したと考えられる。

永圓房は、文明十六（一四八四）年三月二十九日付將軍足利義尚御判御教書の宛名である住持律師某の前任の住持であるとすれば、時期的にはい、永圓坊は、文明十六年三月二十九日以前に死去したと考えられる。永圓房以後、淨住寺僧は『西大寺光明真言会過去帳』から消えている。応仁・文明の乱によって、淨住寺は荒廃したのかもしれない。

そのために、他の三点の発給背景を論じることはできないが、おそらく、本稿で紹介した四点の安堵状は、淨住寺長老の交代にともなった発給されたと考えられる。

おわりに

以上、新たに見いだした四点（包紙を含めれば五点）の中世淨住寺文書の紹介を行った。

それらの文書は、淨住寺住職の変遷を明らかにするのみならず、中世の安堵状の発給の背景を理解するうえでも、重要な意義をもつ貴重な文書群である。とくに、室町後・末期の安堵状については、研究が少ない⁹ので、貴重な史料群であると考える。そして、室町後末期の寺領安堵は、いわゆる將軍家御判御教書によってなされていることがわかる。また、豊臣秀吉も、その様式を踏襲していたのである。もっとも、秀吉の安堵状の大きさは格段に大きい。

ところで、將軍から寺領安堵状を受けるには、境内絵図などの具書（証明する文書類）を幕府に提出する必要がある。先述したように淨住寺には、住持比丘守教（本一房）が正慶二（一三三三）年二月に作成したという境内絵図があるが、その絵図も、ここで紹介した安堵状の具書の一つとして、安堵状の取得の際に幕府や秀吉のもとに提出されたはずで、それ故、大切に伝えられてきたのであろう。

*1 律寺としての葉室淨住寺については、拙稿「葉室淨住寺考」(『山形大学歴史地理人類学論集八号』二〇〇七) 参照。

*2 淨住寺文書については、現在、調査・整理中である。

*3 佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版、一九七一) 一七八頁。上島有「近世の領知判物・朱印状と公帖——室町時代の御判御教書との関連で」(『摂大学術』八号、一九九〇)、「天竜寺の朱印状と公帖」(『摂大学術』九号、一九九一) など参照。

*4 豊臣秀吉発給文書については、三鬼清一郎「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」『名古屋大学文学部研究論集 史学三十四』一九八八、など参照。同氏編『豊臣秀吉文書目録』(名古屋大学消費生活協同組合印刷部、一九八九) も参考されたい。氏は、本秀吉文書を同目録(七一页)で挙げている。しかし、「令寺納」と誤って引用しているように、未整理の現物を見られたのか疑わしい。

*5 西堂とは、「禅宗寺院において、他寺の住持の経歴をもつ僧が来て住するとき、これを(西堂)」という(『仏教辞典 第二版』岩波書店、二〇〇二)とされる。律寺において、「西堂」という表記は他に管見に及ばないが、律寺の寺内機

構が、禅寺と同様であったことは、小野塚充臣「中世鎌倉極楽寺をめぐって」『莊園制と中世社会』(竹内理三先生喜寿祈念論文集刊行会編、吉川弘文館、一九八四) 四七四頁。しかし、そのころには、禅宗寺院化していた可能性も大きい。この点は、後考を期したい。

*6 本絵図については、拙稿「葉室淨住寺考」<前註(1)> 参照。なお、「葉室淨住寺考」では、絵図の作成年月日を正慶二年十二月日としたが、正慶二年二月日の誤り。訂正する。

*7 西大寺光明真言会については、佐伯俊源「西大寺の光明真言会」(『近畿文化』六八三、二〇〇六)、過去帳については、拙稿「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」『日本社会における仏と神』(吉川弘文館、二〇〇六) など参照。

*8 深澤「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」<前註(7)>一一〇頁。

*9 鎌倉期の安堵状については、七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』(吉川弘文館、二〇〇一)、室町期の安堵状については岩元修一「南北朝前期室町幕府の安堵について」(『九州史学』九五、一九八九)、吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」(『日本史研究』五〇七、二〇〇四)などを参照されたい。